

平成 27 年度 松本市・山形村・朝日村中学校組合
人事行政の運営などの状況です

当組合の職員数や給与などの状況

人事行政の公平性・透明性の確保を目的に制定した「松本市・山形村・朝日村中学校組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

●職員の任免および職員数の状況

平成 27 年度退職者数 1 人

平成 28 年度 4 月 1 日現在職員数 2 人

●職員のサービスの状況

職員の勤務時間とその他の勤務状況・・・標準的な勤務時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、休憩時間は、正午～午後 1 時です。年次休暇の取得状況は 1 人あたり平均取得日数 13 日でした。

職員の営利企業等従事許可の状況・・・営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位を兼ねるもの、報酬を得て事業もしくは事務に従事するもの、自ら営利を目的とする私企業を営むものではありませんでした。

●職員の分限および懲戒処分状況

分限処分とは、公務の適正かつ能率的な運営を図るため、勤務実績の不良、心身の故障、適格性の欠如等の場合に免職、休職、降任、降級の処分をするものです。

懲戒処分とは制裁的処分のことで、「法令に違反した」「職務上の義務に違反しまたは職務を怠った」「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった」場合に免職、停職、減給、戒告の処分をするものです。

平成 27 年度は、分限および懲戒処分はありませんでした。

●職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員の研修の状況・・・外部機関研修 2 人

●職員の福祉および利益の保護の状況

健康診断などの実施状況・・・管理市の松本市健康診断受診者 1 人、人間ドッグ受診者 2 人

公務災害の認定状況・・・公務災害 0 件、通勤災害 0 件

不利益処分に関する不服申し立ての状況など・・・勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

平成 28 年度 4 月 1 日現在職員数

(人)

			職員数		対前年	主な増減理由
			H27	H28	増減数	
教 育	教育一般	教育一般	1	1	0	
	義務教育	中学校	2	1	▲1	欠員補充なし
合 計			3	2	▲1	

※職員数は一般職に属する職員数であり臨時または非常勤職員を除きます。

●職員の給与の状況

人件費（普通会計決算） (万円)

区 分	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A×100)	25年度の 人件費率
27年度	17,262	450	2,004	11.6%	11.1%

※人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

職員給与費（普通会計予算） (万円)

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
	(A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	(B/A)
28年度	2人	627	204	240	1,071	535

※職員手当には退職手当は含みません。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢（平成28年4月1日現在）

区 分	教育		
	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）	平均年齢（歳）
27年度	233,600	262,533	32

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当を加えた額です。

期末・勤勉手当（平成27年度）

区 分	期末・勤勉手当
6月期	2.6月分
12月期	1.5月分
計	4.1月分

※国、県と同じ支給割合です。

級別職員数（平成28年4月1日現在）

区 分	職務内容	職員数
1級	事務員	1人
3級	主任	1人
計		2人

※職務内容とは、それぞれの級に該当する職です。

職員の初任給

大学卒業程度・・・176,700円 短大卒業程度・・・157,300円 高校卒業程度・・・144,600円

時間外勤務手当（平成27年度普通会計決算）

支給総額 63万円（職員1人あたり支給年額21万円）でした。

その他の主な手当（平成28年4月1日現在）

扶養手当・・・他に生計維持の途がなく、主として職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給

地域手当・・・地域の民間賃金水準を給与に適切に反映するよう、民間賃金水準との調整を図るために支給

住居手当・・・借家等に居住し、一定額を超える家賃等を支払っている職員に支給

通勤手当・・・公共交通機関を利用または交通用具を使用して通勤する職員に支給

寒冷地手当・・・寒冷地（当組合は四級地）に在勤する職員に対し、世帯の区分に応じて支給